

職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会 開催要綱

1. 開催趣旨

近年、都道府県労働局において、職場における「いじめ・嫌がらせ」の相談件数が増加しているなど、職場のパワーハラスメントが大きな問題となっており、働く方々が健康で意欲を持って働くためには、労働時間管理やメンタルヘルス対策だけではなく、職場のパワーハラスメントを防止する必要がある。

こうした中で、働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）において、「職場のパワーハラスメント防止を強化するため、政府は労使関係者を交えた場で対策の検討を行う。」こととされた。

これを受け、有識者と労使関係者からなる検討会を開催し、実効性のある職場のパワーハラスメント防止対策について、検討を行う。

2. 検討事項

以下の事項を中心に検討を行う。

- (1) 職場のパワーハラスメントの実態や課題の把握
- (2) 職場のパワーハラスメント防止を強化するための方策
- (3) その他

等

3. 運営

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局長が有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会の庶務は、厚生労働省労働基準局勤労者生活課において行う。
- (3) 本検討会の座長は、参集者の互選により選出する。
- (4) 本検討会の配付資料、議事録については、別に申し合わせた場合を除き、公開とする。